

議案第177号

財産の出資について

下記のとおり財産を出資の目的とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

平成26年9月22日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 出資する財産 埼玉高速鉄道株式会社に対して有する貸付金に関する債権
- 2 財産の価額 1,585,562,000円を上限とする額
- 3 出資の相手方 さいたま市緑区大字大門字宮下3888番地
埼玉高速鉄道株式会社
代表取締役社長 荻野 洋